

医療福祉相談室からのお知らせ

私たちは、「お金のあるなしで生命が差別されてはいけない」と無差別平等の医療を掲げています。病気になると様々な心配事(医療費や退院後の生活、介護のこと等)が起こることがあります。当院では、ソーシャルワーカー(社会福祉士)が相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

経済的な不安がある方にも適切な治療をお受けいただくために
無料低額診療事業を実施しています。

無料低額診療事業とは

社会福祉法第2条第3項に基づいて、経済的理由により適切に医療等を受けられない方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、**無料又は低額**で診療を行う事業です。

どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、千葉健生病院・まくはり診療所で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ただし、一定の条件(生活保護法による「最低生活水準」を基本に申請者の世帯収入、住宅環境、家族構成、家計状況などを元に計算します)があります。

利用するにはどうすればよいか？

受付もしくは医療福祉相談室にご相談ください。

対象となる診療費

千葉健生病院・まくはり診療所の診療費が対象です。
保険調剤薬局は適用ではありません。

申請に必要なもの

基準を満たしているか判断するため、所得や資産、保険などの確認をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

千葉健生病院 043-272-1211
まくはり診療所 043-271-1081